

所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第 91 号
所管局・課	建設監理課

市道の路線の廃止及び認定について

1. 案件の概要

①丹生ダム建設事業用地内の路線	廃止 6 路線
②市営住宅南小足団地内の路線	廃止 3 路線
③開発行為に伴い引継ぎを受けた路線	認定 5 路線
④住宅課から所管替えを受ける路線	認定 1 路線

2. 案件の説明

①丹生ダム建設事業用地内の路線

【廃止】

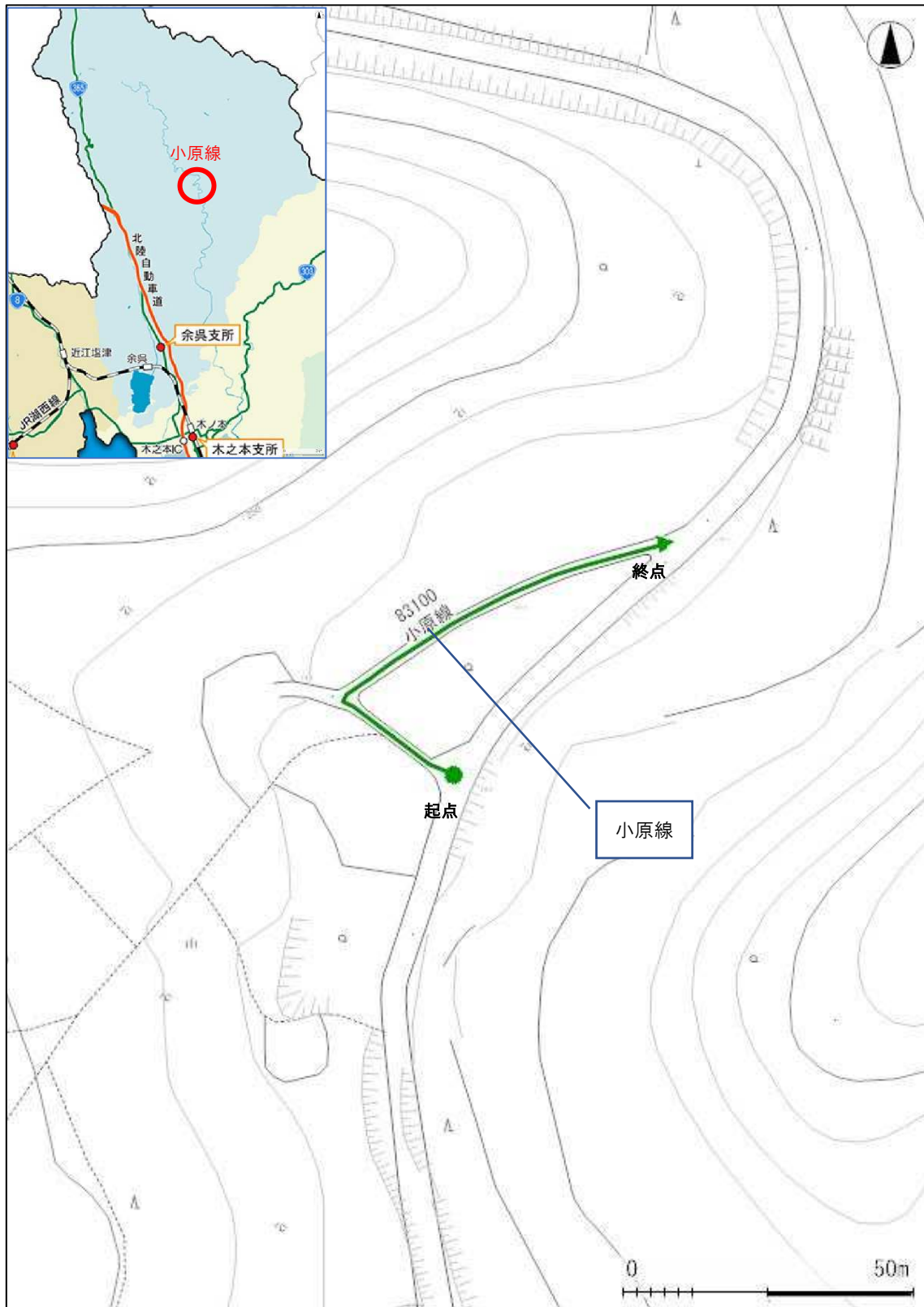
整理番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
83100	小原線	長浜市余呉町小原字里ノ内 303 番地先	長浜市余呉町小原字里ノ内 309 番地先	86.03	1.8～ 2.4
83101	奥川並線	長浜市余呉町田戸字下川原 221 番地先	長浜市余呉町奥川並字里ノ内 186 番地先	4,177.90	3.5～ 7.4
83102	鷲見線	長浜市余呉町鷲見字里ノ内 108 番地先	長浜市余呉町鷲見字里ノ内 157 番地先	131.49	1.8～ 5.5
83103	尾羽梨線	長浜市余呉町尾羽梨字宮ノ向 182 番地先	長浜市余呉町尾羽梨字新谷 125 番 2 地先	1,031.60	3.4～ 10.1
83104	針川線	長浜市余呉町針川字里之内 25 番地先	長浜市余呉町針川字里之内 69 番地先	107.50	0.7～ 4.3
83105	半明線	長浜市余呉町中河内字半明 1347 番地先	長浜市余呉町中河内字野尻 1308 番 1 地先	168.43	2.5～ 4.3

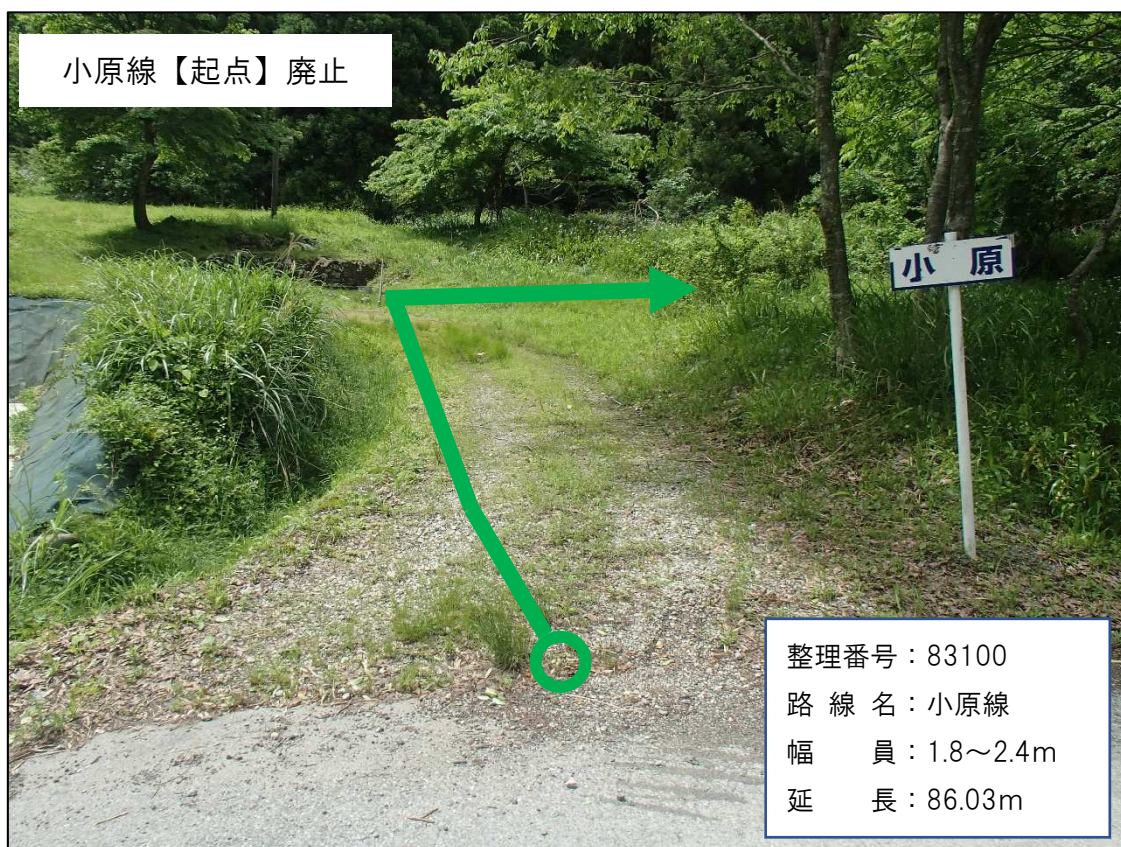
(理由)

上記路線は、丹生ダム建設に伴う集団移転により人家が無くなった時点で市道廃止を検討しましたが、丹生ダム対策委員会から買収済み用地（丹生ダム建設事業用地）や残存山林に関する要望を国・県・水資源機構に提出されたことから、買収済み用地及び残存山林の活用、保全等の方針が決定されるまで市道として残してきました。

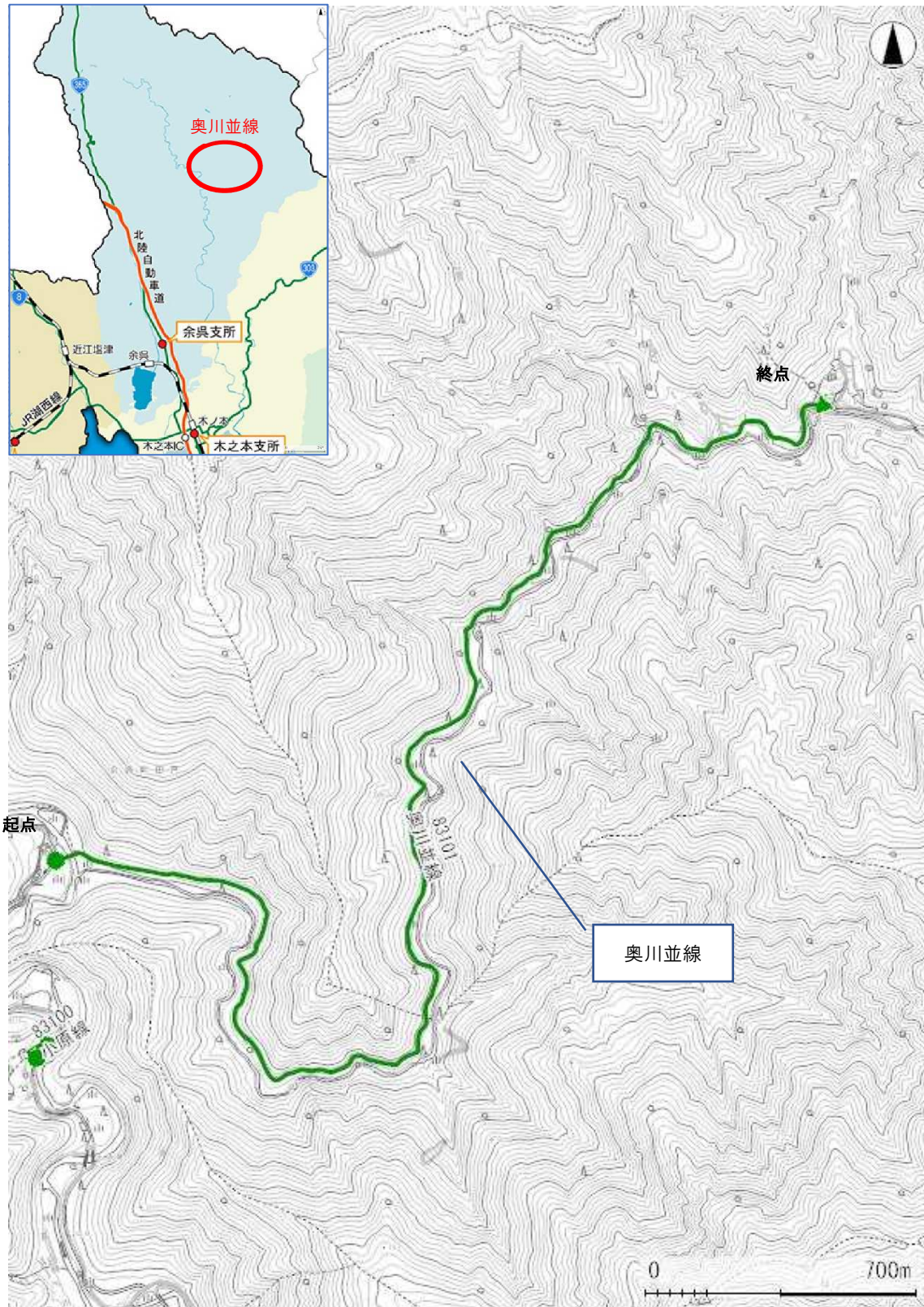
丹生ダム事業中止後の措置として、買収済み用地は滋賀県への譲渡が決定し、残存山林についても水資源機構による補填の手続きや、滋賀県による一団の土地の寄附手続きを進めている状況であり、手続き終了後は県管理となることから、一定役目を終えた丹生ダム建設事業地内にある市道小原線、市道奥川並線、市道鷲見線、市道尾羽梨線、市道針川線、市道半明線の 6 路線の廃止を行います。

整理番号：83100



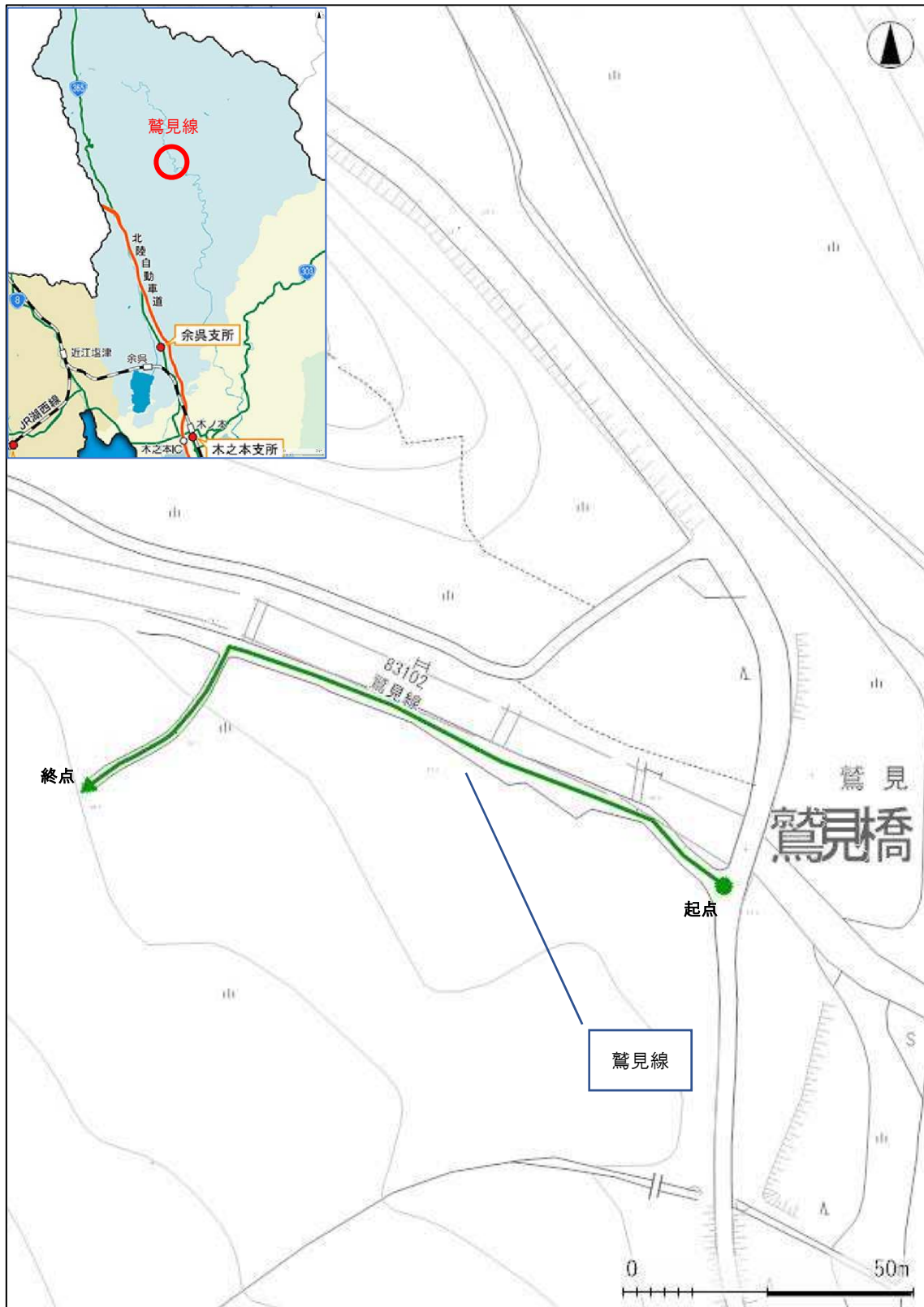


整理番号：83101





整理番号：83102



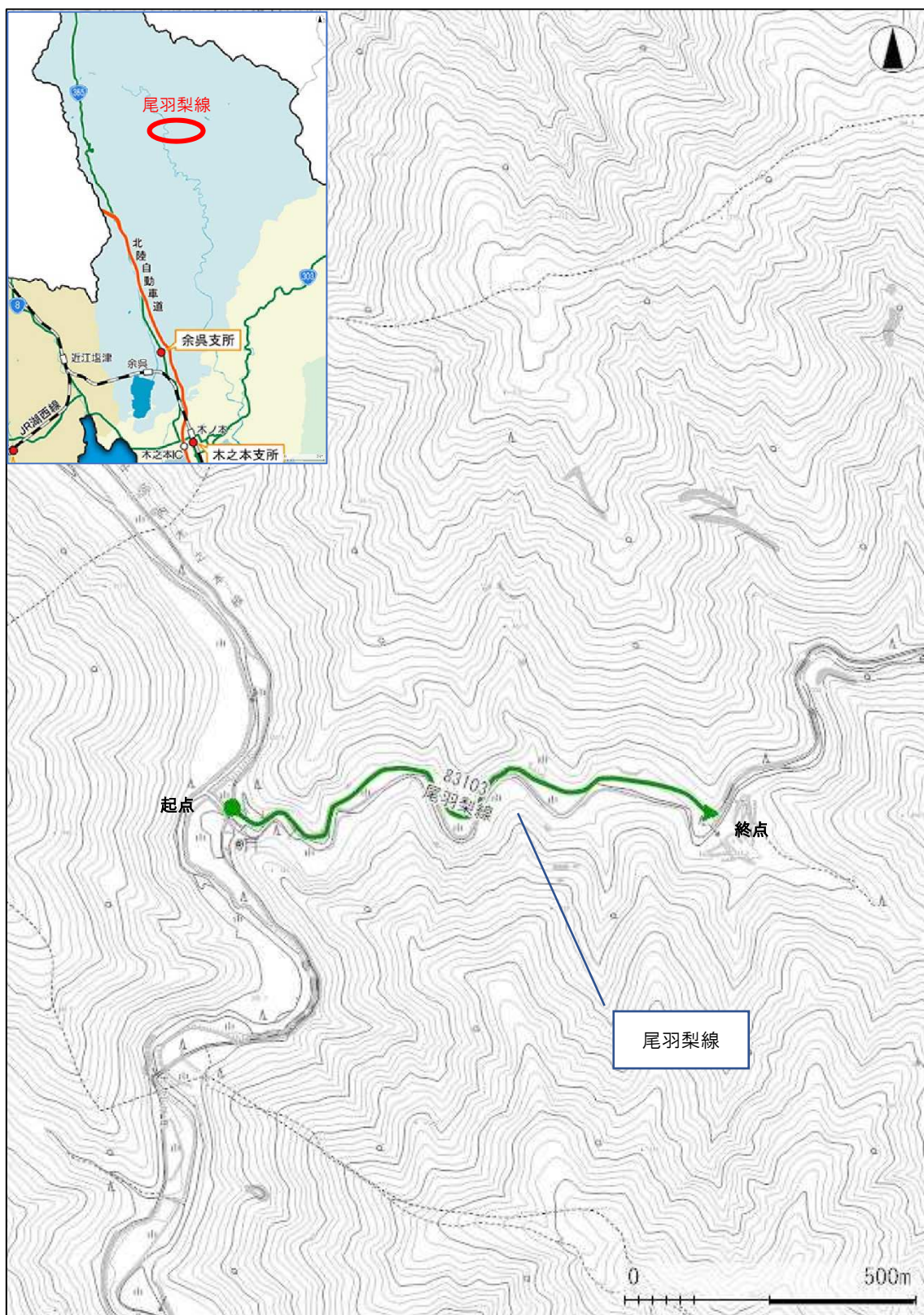
鷲見線【起点】廃止

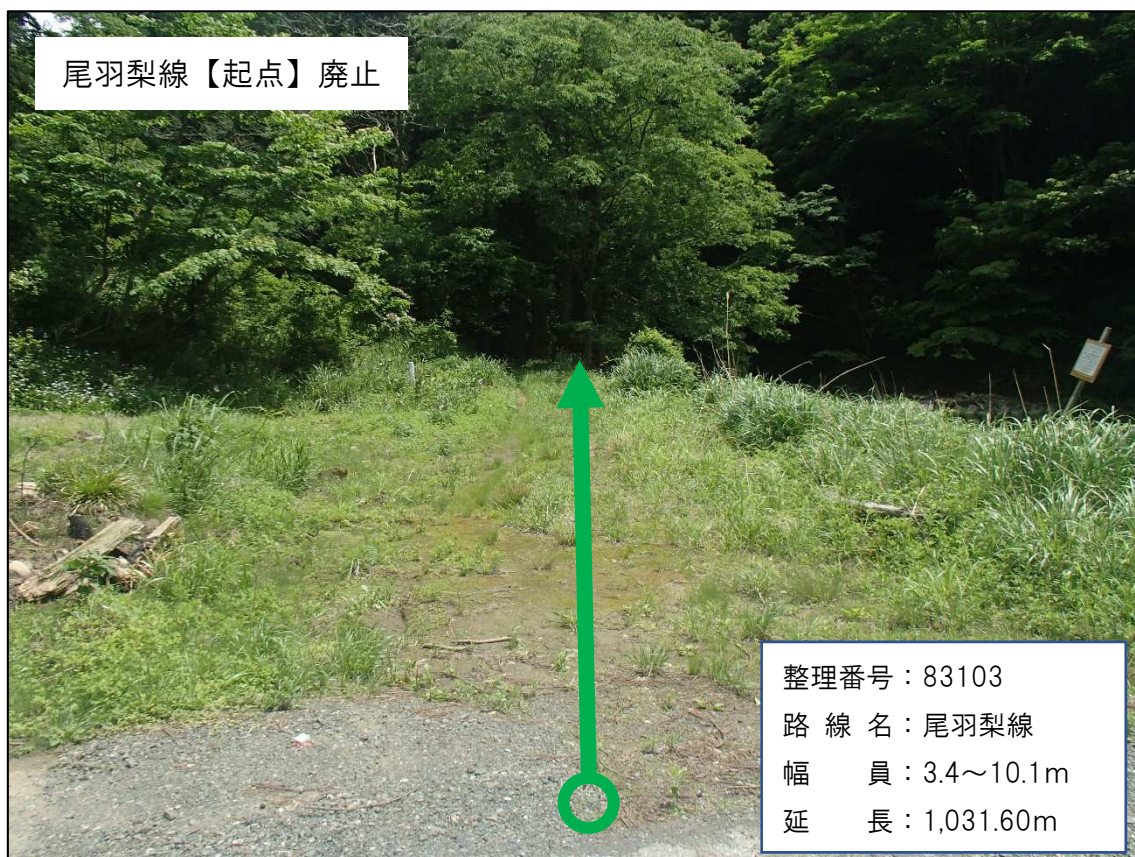


鷲見線【終点】廃止

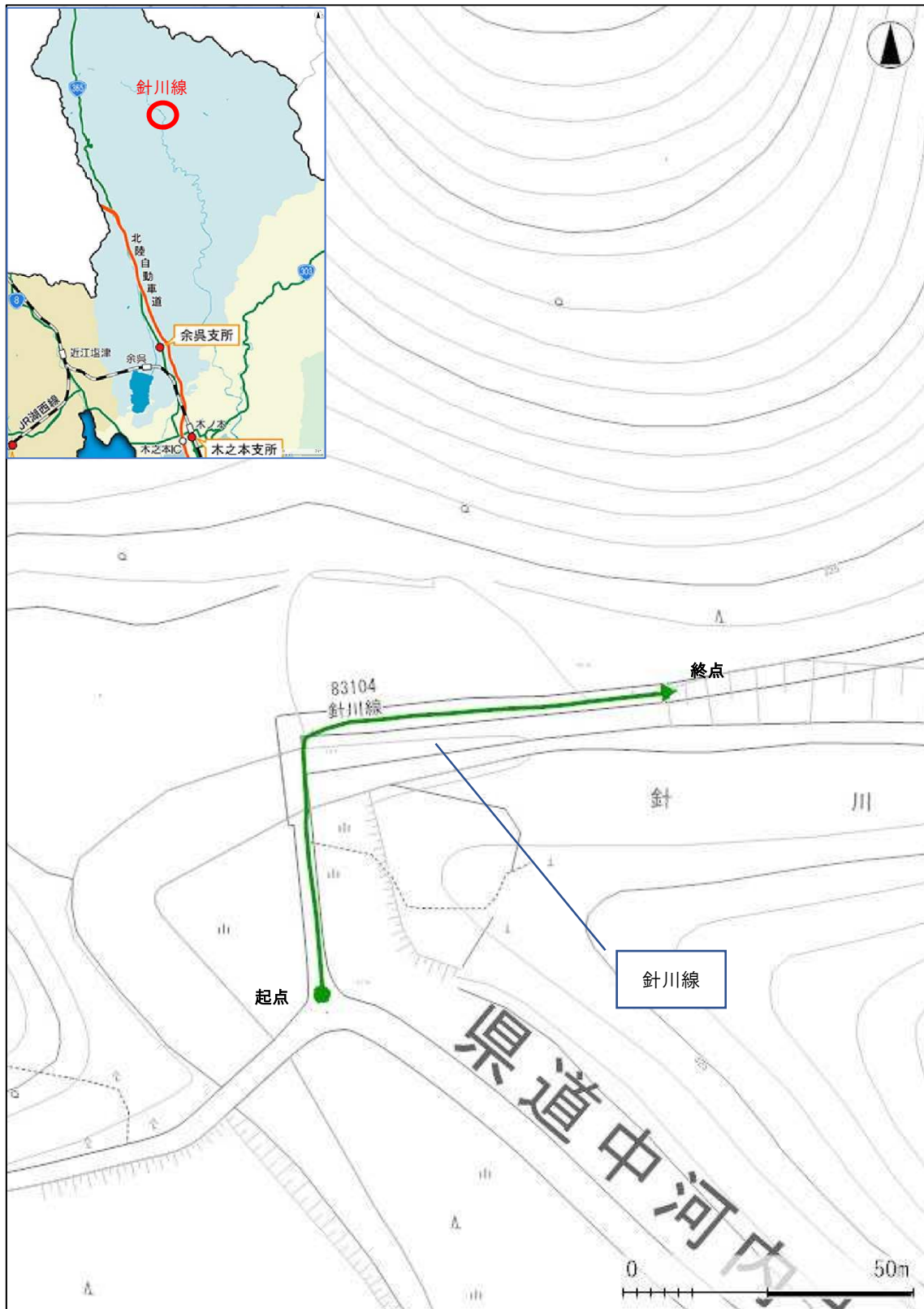


整理番号：83103





整理番号：83104



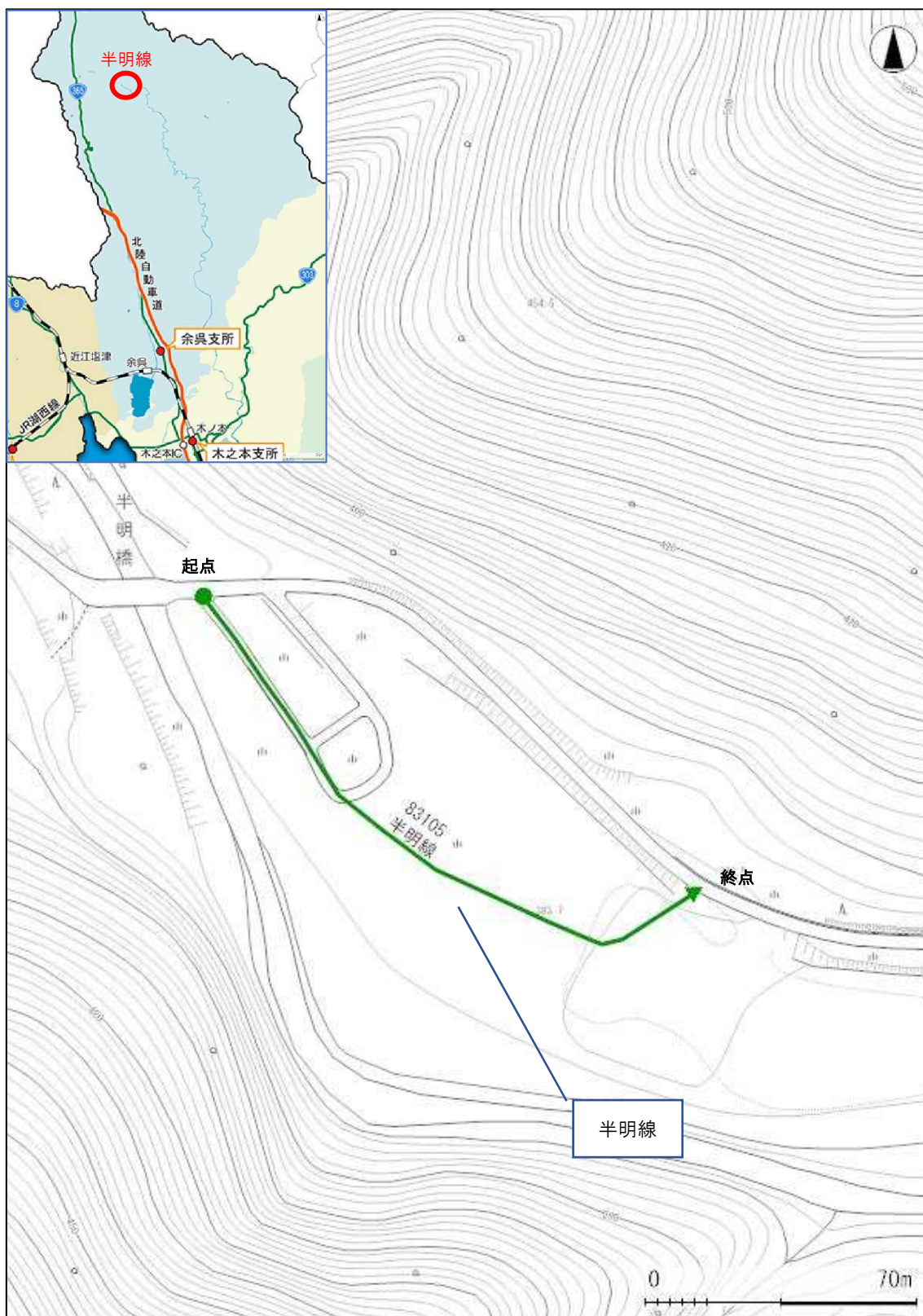
針川線【起点】廃止



針川線【終点】廃止



整理番号：83105



半明線【起点】廃止



整理番号：83105

路線名：半明線

幅員：2.5～4.3m

延長：168.43m

半明線【終点】廃止



整理番号：83105

路線名：半明線

幅員：2.5～4.3m

延長：168.43m

②市営住宅南小足団地内の路線

【廃止】

整理番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
13591	小足新東西 7 号線	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	28.19	2.9
13593	小足新東西 9 号線	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	27.98	2.8
13594	小足新東西 10 号線	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	長浜市南小足町 字宮田 329 番 1 地先	31.27	2.7

(理由)

市道小足新東西 7 号線、市道小足新東西 9 号線、市道小足新東西 10 号線は、市営住宅南小足団地内にあり、施設内の通路として使用されています。

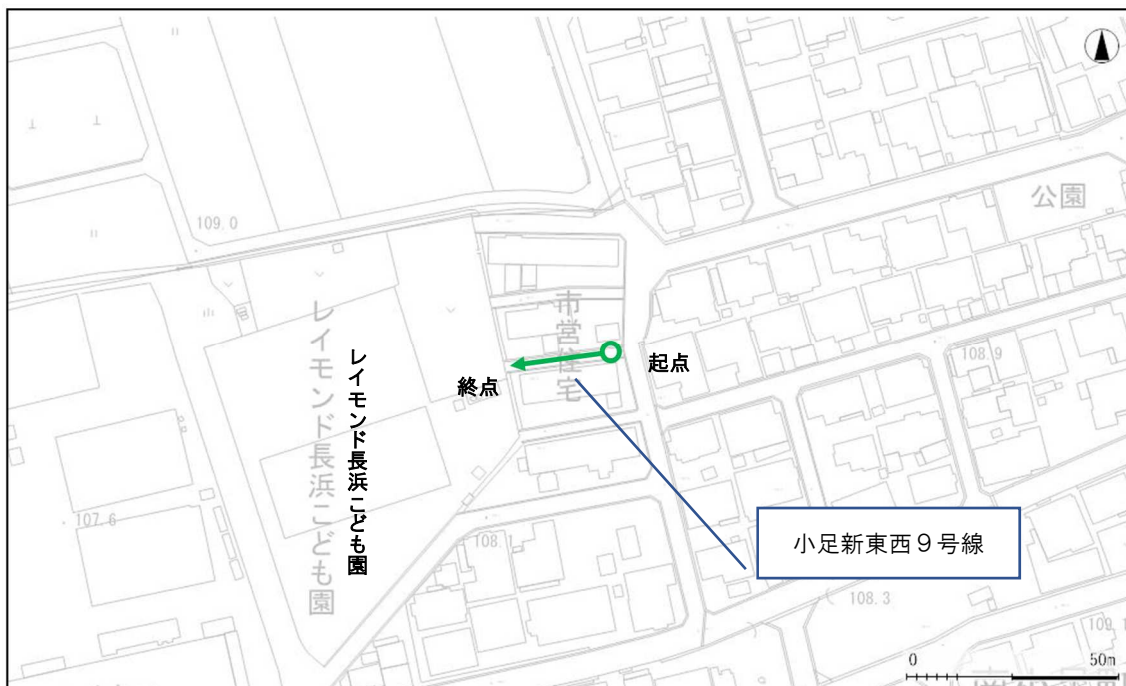
市営住宅南小足団地は用途を廃止し、解体後に市道敷地も含め公売する予定であり、市道についても廃止を行います。

整理番号：13591





整理番号：13593



小足新東西 9 号線【起点】廃止



小足新東西 9 号線【終点】廃止



整理番号：13594





③開発行為に伴い引継ぎを受けた路線

【認定】

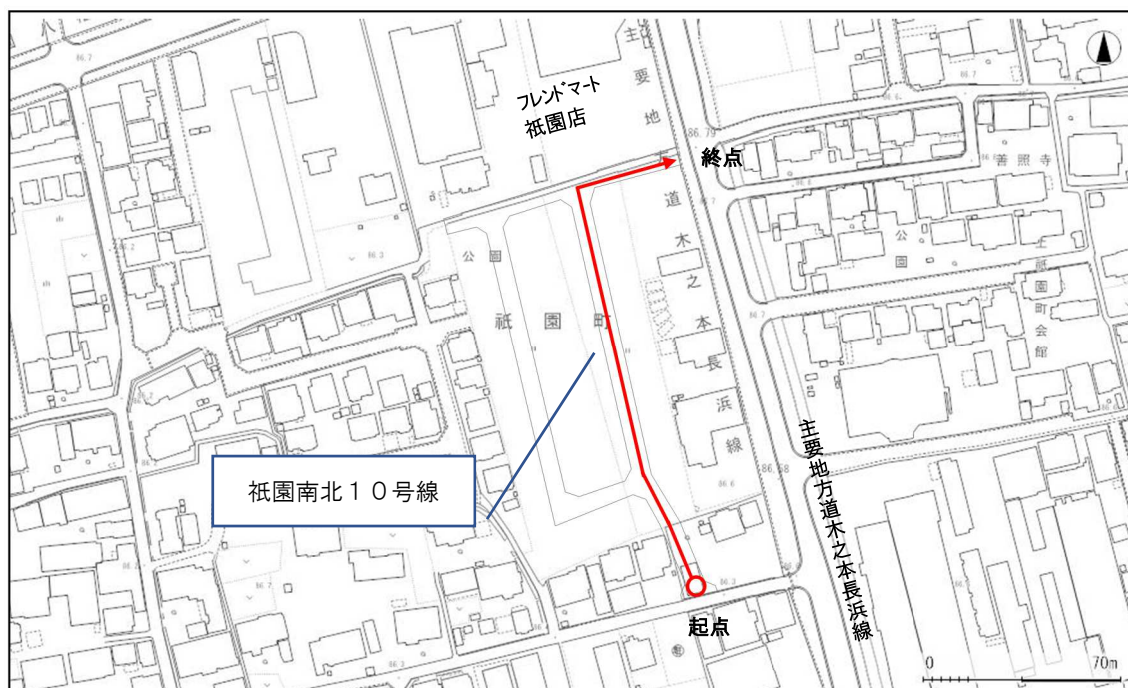
整理番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
14326	祇園南北 10号線	長浜市祇園町 字小森 275 番 3 地先	長浜市祇園町 字上矢城 298 番 1 地 先	188.20	6.0～ 14.0
14327	祇園環状 11号線	長浜市祇園町 字下矢代 281 番 10 地先	長浜市祇園町 字上矢城 294 番 4 地 先	189.92	6.0～ 14.0
14328	口分田環状 2号線	長浜市口分田町 字北力町 521 番 13 地先	長浜市口分田町 字北力町 521 番 27 地先	200.98	6.0～ 14.0
23671	内保南北 4号線	長浜市内保町 字上三双 2724 番 15 地先	長浜市内保町 字上坂道 2737 番 2 地先	90.41	6.0～ 14.0
23672	内保南北 5号線	長浜市内保町 字上三双 2724 番 14 地先	長浜市内保町 字上三双 2724 番 5 地先	88.45	6.0～ 14.0

(理由)

上記認定路線は、都市計画法に基づき設置された開発道路です。

開発行為に伴い市へ引き継がれた開発道路については、開発完了直後の段階では住宅の建築が少なく、生活道路としての利用頻度も低い状況にあります。そのため、開発後の現地調査を実施し、区域内の建築物が約7割程度建ち並んだ路線を市道認定しています。

整理番号：14326



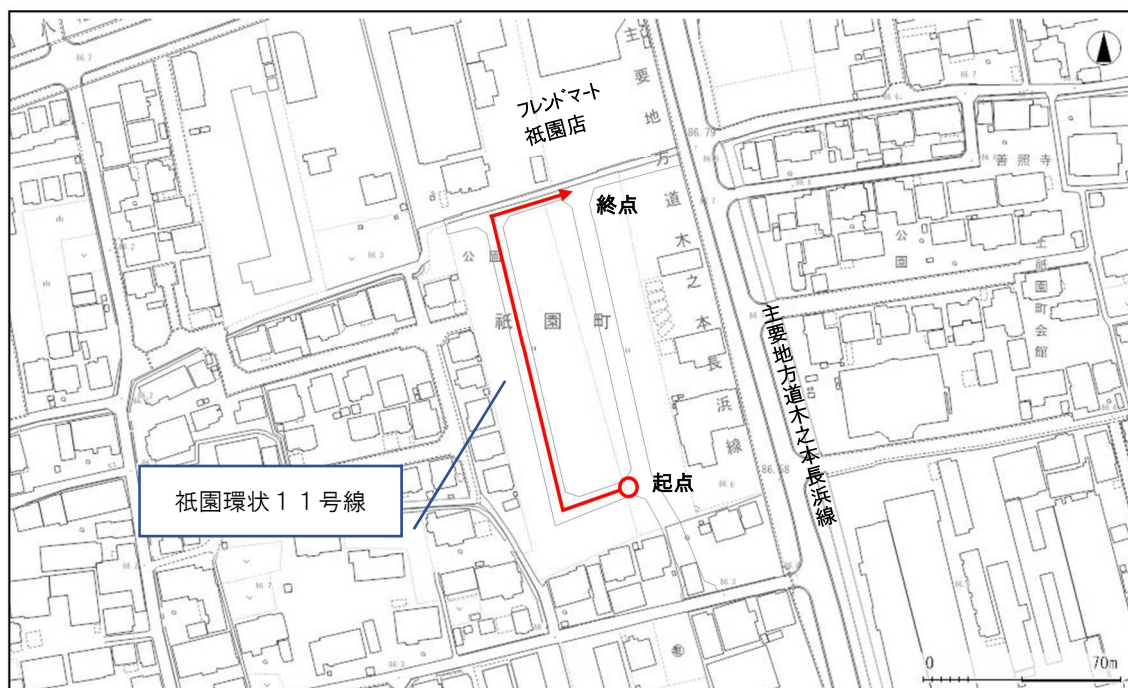
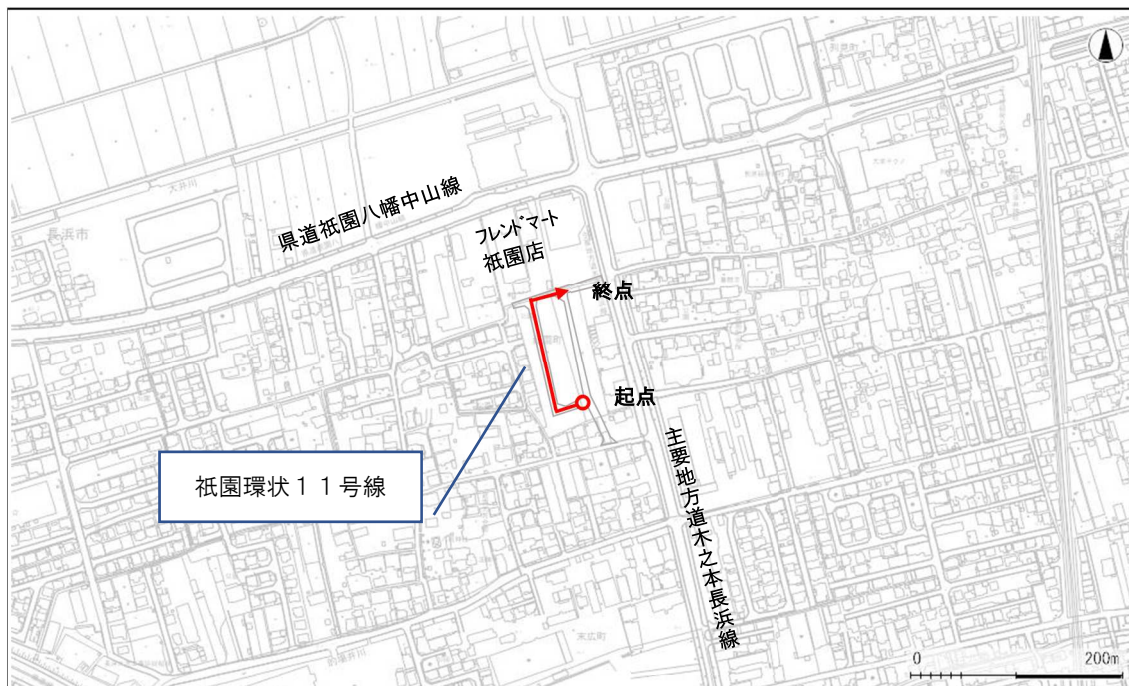
祇園南北10号線【起点】



祇園南北10号線【終点】



整理番号：14327



祇園環状 1 1 号線【起点】



祇園環状 1 1 号線【終点】



整理番号：14328



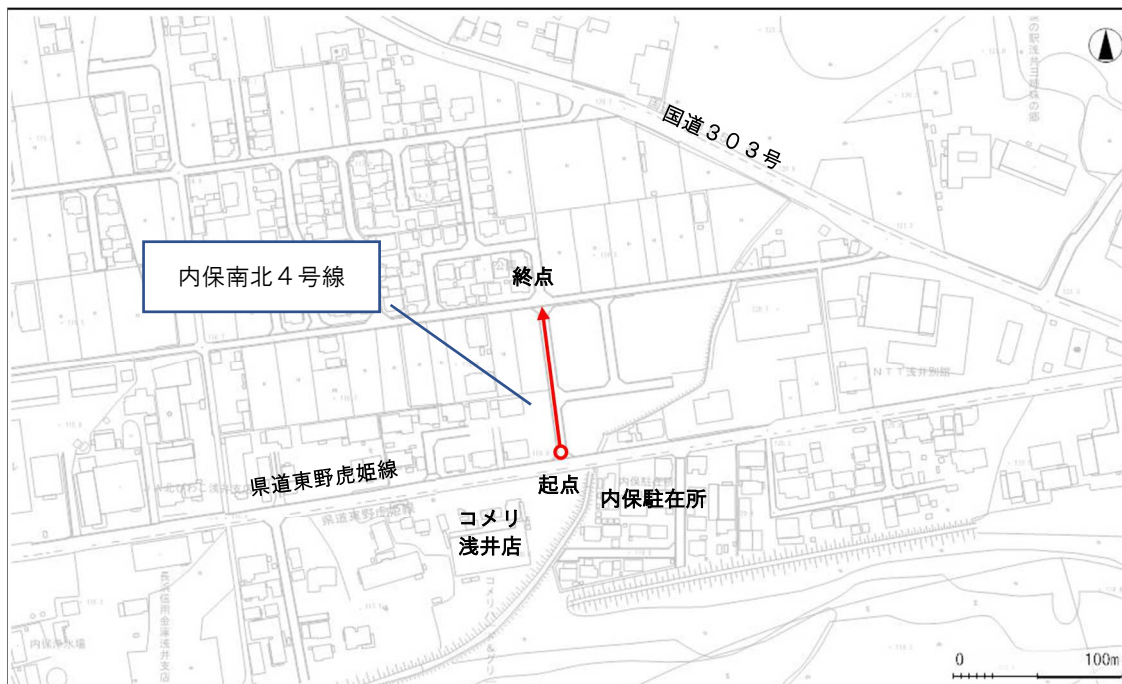
口分田環状2号線【起点】



口分田環状2号線【終点】



整理番号：23671



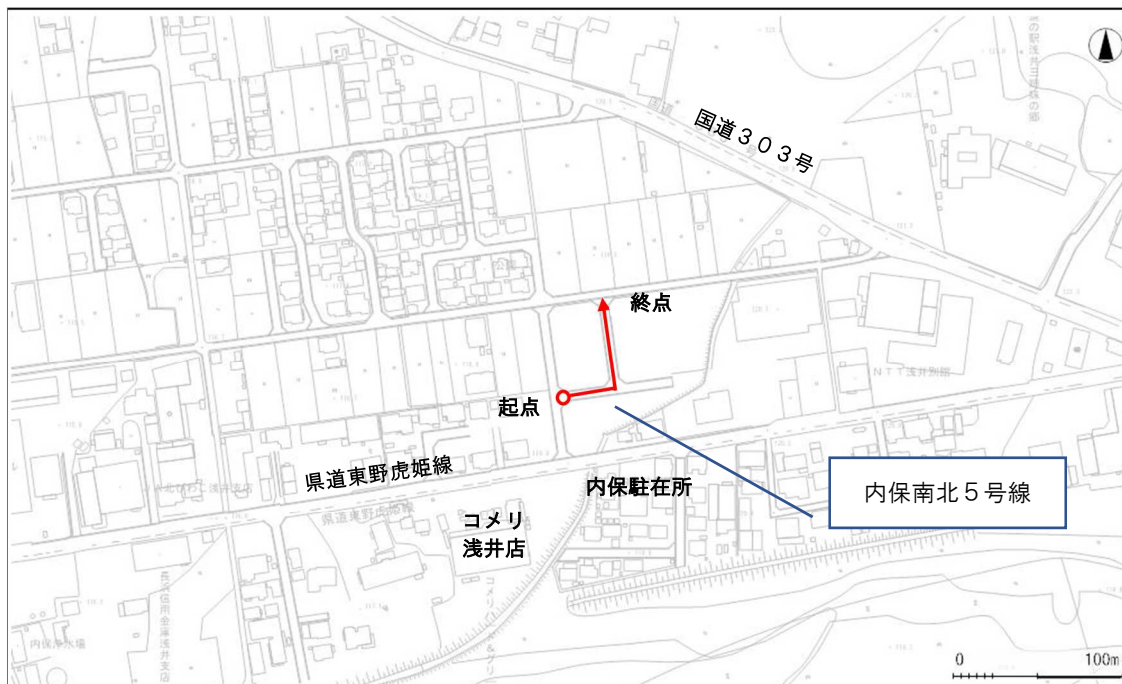
内保南北4号線【起点】



内保南北4号線【終点】



整理番号：23672





④住宅課から所管替えを受ける路線

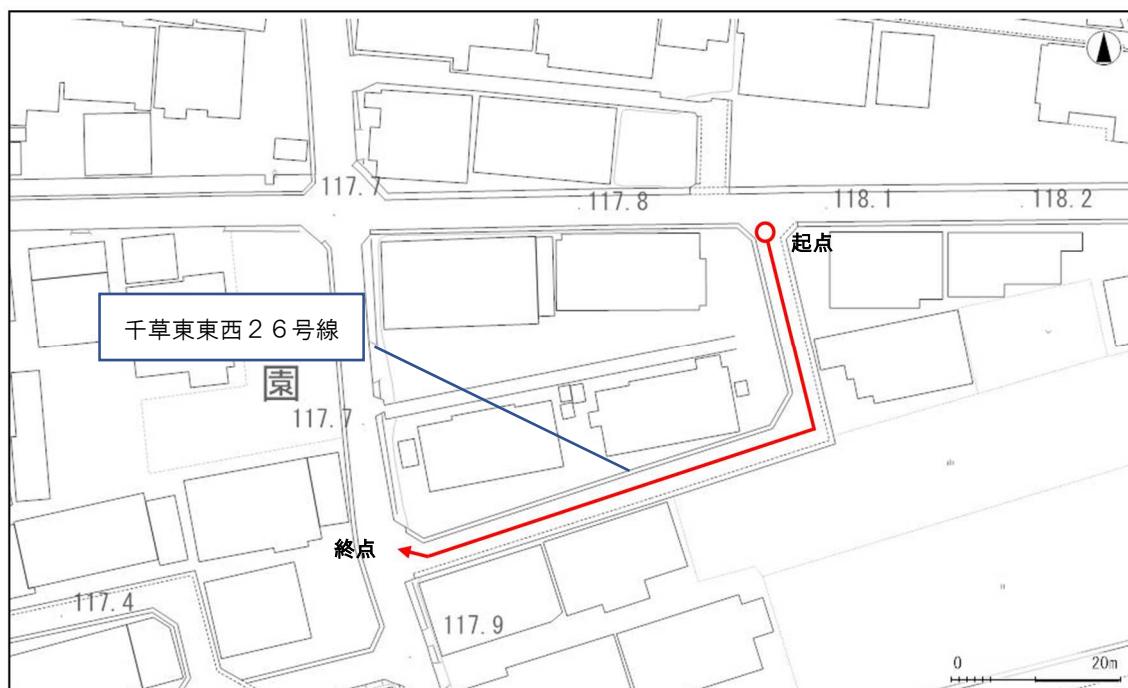
【認定】

整理番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
14329	千草東東西 26号線	長浜市千草町 字岡ノ尻5番4地先	長浜市千草町 字岡ノ尻3番6地先	85.10	4.0～ 8.0

(理由)

上記の路線は、地元自治会の要望により市道認定を前提として整備され、改良住宅用地として住宅課が管理していましたが、改良住宅譲渡事業の推進および地域における利便性の向上を図るため、市道認定を行います。

整理番号：14329



千草東東西26号線【起点】



千草東東西26号線【終点】



所管委員会	産業建設常任委員会
関係案件	議案第 83 号
所管局・課	下水道事業局 下水道施設課

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

下水道事業の効率化とコスト削減を図り、将来にわたって持続可能なものとするため、令和5年度に策定した「第2次長浜市下水道ビジョン」に基づき、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を順次進めています。

本件の条例改正は、公共下水道への接続に伴い、常喜本庄地区農業集落排水処理施設及び賀・小今地区農業集落排水処理施設の用途を廃止するものです。

2. 主な改正内容

用途廃止の対象となる農業集落排水処理施設について、施設の名称及び処理区域を定める別表から削除します。

3. 施行期日

令和7年10月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正

新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	処理区域	名称	処理区域
鳥羽上地区農業集落排水処理施設	鳥羽上北町及び鳥羽上南町の自治会の区域内	鳥羽上地区農業集落排水処理施設	鳥羽上北町及び鳥羽上南町の自治会の区域内
西黒田南地区農業集落排水処理施設	布勢町の自治会の区域内の一部並びに名越町及び小一条町の自治会の区域内	常喜本庄地区農業集落排水処理施設	常喜東町、常喜西町、常喜新町、本庄町及び本庄新町の自治会の区域内
(略)		西黒田南地区農業集落排水処理施設	布勢町の自治会の区域内の一部並びに名越町及び小一条町の自治会の区域内
津里・石川地区農業集落排水処理施設	津里及び石川の自治会の区域内	(略)	
小谷南地区農業集落排水処理施設	小谷美濃山、小谷郡上、小谷伊部、留目及び別所の自治会の区域内	津里・石川地区農業集落排水処理施設	津里及び石川の自治会の区域内
(略)		賀・小今地区農業集落排水処理施設	賀及び小今の自治会の区域内
		小谷南地区農業集落排水処理施設	小谷美濃山、小谷郡上、小谷伊部、留目及び別所の自治会の区域内
		(略)	